

令和8年度 介護人材確保・定着事業 補助金の概要

(宗像市介護人材確保・定着事業補助金)

介護サービスを提供する市内の事業所又は施設を運営する法人が介護人材の確保及び定着の促進を目的として実施する事業の一部について予算の範囲内で補助します。

補助対象者

介護サービスを提供する市内の事業所又は施設を運営する法人

(介護サービスとは介護保険法(平成9年法律第123号)第8条、第8条の2又は第115条の45に規定するものとする)

補助対象期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)まで

(「事業着手日～事業完了日」が上記に該当し、令和9年3月31日までに経費支払いと実績報告が完了するもの)

補助対象事業等

※黄色箇所が今年度の拡充対象です

| 補助対象事業 | 介護人材確保事業 | 介護人材定着事業 |
|--------|---|---|
| 補助金額 | 上限額 300,000円※ (上限まで何度でも申請可) | 上限額 300,000円※ (上限まで何度でも申請可) |
| 補助率 | 10分の10 | |
| 補助対象経費 | <ul style="list-style-type: none">介護職員の求人に係る広告宣伝費用ホームページ等の新規作成、改修又は運用を専門業者に委託する費用就職説明会等の開催に係る経費(1回当たり10万円を限度とする)事業所周知等に係る広報物資製作費用就職フェア等への出展に係る経費スポットワーク(スキマバイト)事業者に支払う手数料(振込関連手数料を除き、1会計年度当たり5万円を限度とする)人材確保に係るコンサルティング費用 | <ul style="list-style-type: none">介護職員の研修に要する費用のうち次のもの<ul style="list-style-type: none">ア 受講料イ 教材費ウ 講師の派遣に要する費用(同一法人に所属する者を講師とする場合を除き、1回の派遣につき5万円を限度とする)介護サービス向上のための書籍購入費用(1会計年度当たり3万円を限度とする)介護職員の研修参加に要する交通費、宿泊費その他移動に係る費用(1会計年度当たり5万円を限度とする)人材定着に係るコンサルティング費用情報通信技術等導入に係る費用(備品購入費は除く) |

※介護サービスを提供する市内の事業所又は施設を3か所以上運営する法人は上限を40万円とします。

- 必ず事業実施前(着手前)に申請してください。
- 支出が請求書等で確認できる経費に限ります。
- 国、県その他の補助金の交付決定を受けた、または受ける予定の経費は補助対象外です。

申請方法・申請期限

郵送もしくは持参にて、下記窓口まで。 **申請期限：令和9年2月26日(金) [必着]**

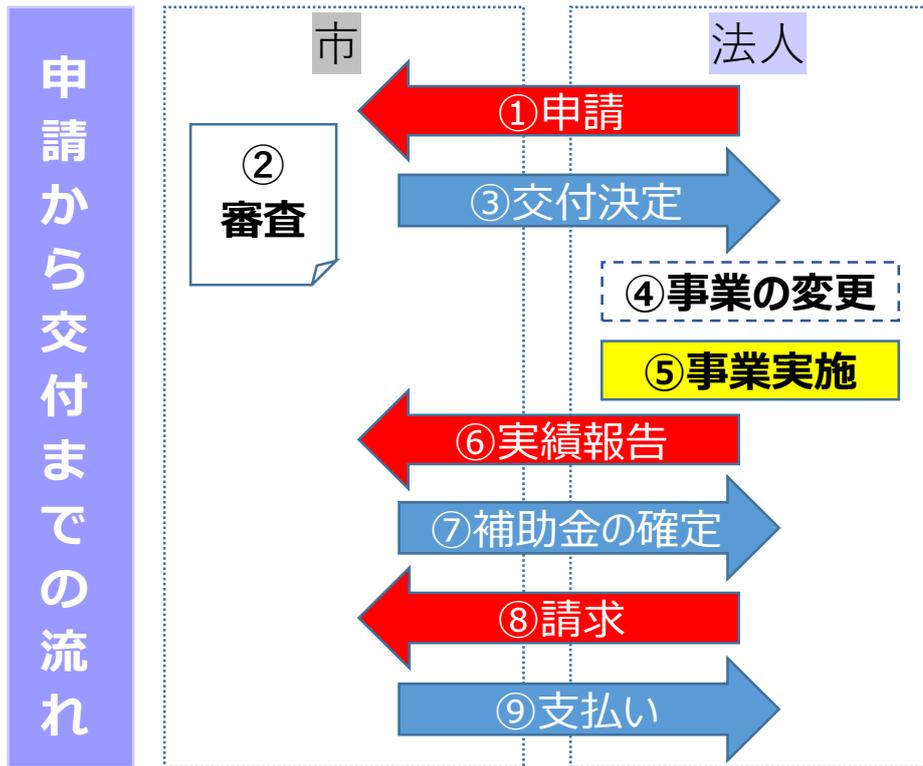
申請窓口・問い合わせ先

宗像市介護保険課審査指導係(北館1階N4窓口)

TEL:0940-36-9557 FAX:0940-36-2410

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号

手続きの流れ



必ず事業実施前(着手前)にご申請を！
様式ダウンロード等詳細はこちら



提出書類

(①申請時)

■「宗像市介護人材確保・定着事業補助金交付申請書」

- 添付書類
- A 事業計画書
 - B 収支予算書
 - C 市税に滞納がないことの証明書 ※申請日から3ヶ月以内に法人名で発行されたもの
 - D 事業概要を確認できる資料(パンフレットの写し等)
 - E 補助対象経費の算出根拠となる資料(見積書の写し等)

(④変更申請時)

■「宗像市介護人材確保・定着事業補助金変更承認申請書」

- 添付書類
- A 事業計画書(変更用)
 - B 収支予算書(変更用)

(⑥実績報告時)

■「宗像市介護人材確保・定着事業補助金実績報告書」

- 添付書類
- A 収支報告書
 - B 補助対象経費の支払を証する書類 ※領収書の宛名は法人とすること(やむを得ない場合を除く)
 - C 事業の実施内容(サービス名、数量、単価等)が確認できる書類

(⑧請求時)

■「宗像市介護人材確保・定着事業補助金交付請求書」

- 添付書類
- A 振込先口座の通帳の写し
(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の記載があるページ)

その他

- ・申請額の総額が予算額を超える場合は、申請書の提出順に予算の範囲内で交付します。
- ・予算額を超えた場合は、速やかにホームページ上でお知らせします。
- ・ホームページに掲載してある募集要領をご覧ください、了承したうえで申請してください。